

「徳島県復興指針」策定の目的等について

1 大規模災害における課題

- ・「復興方針」が定まらないことによる「復興計画」策定の遅れ
- ・自治体職員の知識、経験、人手不足による復興業務の着手の遅れ
- ・復興事業や仮設住宅の用地確保の難航
- ・被災者生活の長期化
- ・住民との合意形成が進まず事業の遅延
- ・雇用のミスマッチや安定的な雇用の確保が困難
- ・観光需要の大きな減少
- ・築いてきた人間関係の希薄化による地域コミュニティの崩壊

2 徳島県復興指針策定の目的

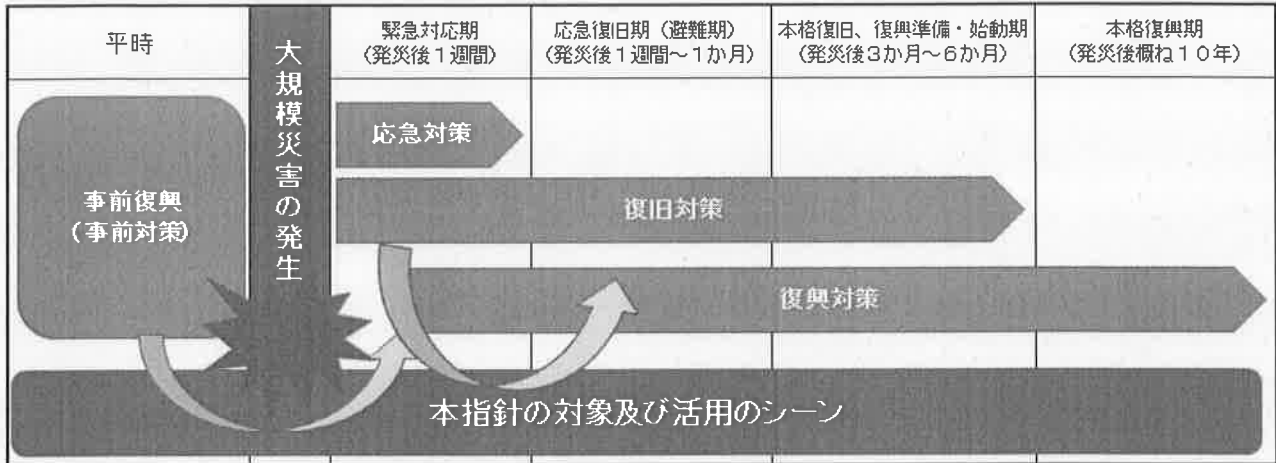
- ・復興に向けた事前準備として、「復興対策の手順の明確化」を図る
- ・迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、平時から被災後を想定して、災害発生後の応急対策と復旧・復興対策がシームレスにつながる体制作りに活用
- ・県担当者が発災後の「復興方針」、「復興計画」、「復興に向けたロードマップ」の作成時に利用
- ・市町村担当者が発災後の「復興計画」の作成時や復興に向けた事前準備に利用

3 指針策定の効果

- ・速やかな「復興方針（ビジョン）」、「復興計画（プラン）」や、「復興に向けたロードマップ」の作成
- ・災害廃棄物の仮置場、応急仮設住宅の用地確保等空間利用の事前調整
- ・高台移転、集団移転等の「事前復興の対策」の促進
- ・指針の周知を通じ、県民や事業者等の復興プロセスの理解促進
- ・復興計画作成時の住民参画への意識醸成

4 指針の対象とする範囲

「復旧対策」、「復興対策」に加え、復興対策の手順を明確化、復興に関する基礎データの収集・確認などを事前に進めておくなどソフト的な「事前復興（事前対策）」を中心とする。



5 指針の活用者

	県	市町村	県民、事業者等
大規模災害発生時	大規模災害発生時、「徳島県復興方針」、「徳島県復興計画」及び「復興に向けたロードマップ」を速やかに策定するための手引き書として活用	大規模災害発生時、「復興計画」を速やかに策定するための参考資料として活用	大規模災害発生後、住民参画による復興計画策定時に活用
平時	復興に向けた事前復興（事前準備）に取り組むための参考資料として活用	復興指針の策定など復興に向けた事前復興（事前準備）に取り組むための参考資料として活用	震災からの復興プロセスを予めイメージしておくなど啓発資料として活用

6 指針が想定する災害の種類等

徳島県において発生が懸念される「南海トラフ地震」及び「中央構造線・活断層地震」による地震・津波災害を主な対象とする。

7 指針の位置付け

復興法に基づく「徳島県復興方針」の策定や徳島県地域防災計画に基づく「徳島県復興計画」の策定及び復興に向けたロードマップの提示が速やかに行えるよう、復興計画等を策定する上で必要不可欠な事項や内容などを整理し、本指針に記載

背景

東日本大震災の教訓と課題を踏まえた復興の枠組みの創設

東日本大震災を踏まえた法制上の課題のうち、緊急を要するものについて措置した昨年6月の災害対策基本法の改正法の附則及び附帯決議で、引き続き検討すべきとされた復興の枠組みについて、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告（同年7月）も踏まえ、あらかじめ法的に用意するもの。

法律の概要

1 復興に関する組織等

- 復興対策本部の設置
内閣総理大臣は、大規模災害が発生した場合において、復興を推進するために特別の必要があると認めるときは、内閣府に復興対策本部を設置することができるものとする。
- 復興基本方針の策定
政府は、当該災害からの復興のための施策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2 復興計画の作成等

- 大規模災害を受けた市町村が、土地利用の再編などによる円滑かつ迅速な復興を図るため、政府の復興基本方針等に即して、復興計画を作成できるものとする。
- 大規模災害を受けた都道府県が、復興基本方針に即して、都道府県復興方針を定めることができるものとする。

3 復興計画等における特別の措置

- 復興計画に関する協議会を設けて、そこでの協議等を経た復興計画を公表することで、土地利用基本計画の変更をワンストップで処理できるものとする。
- 復興計画に記載された復興整備事業について、許可等を緩和する特例を設けること。
- 復興の拠点となる市街地を整備するため一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画を設けること。
- 大規模災害を受けた市町村等からの要請により都道府県等が都市計画の決定等を代行できるものとする。等

4 災害復旧事業に係る工事の国等による代行

- 大規模災害による被害を受けた地方公共団体を補完するため要請に基づいて、漁港、道路、海岸保全施設、河川等の災害復旧事業について国等が代行できるものとする。

5 その他

- 国は、大規模災害が発生した場合、特別の必要があると認めるときは、別に法律で定めるところにより、復興のための財政上の措置等を速やかに講ずるものとする。等